第三十二条第一項及び第二項中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

第三十四条の二第一項中「掲げる書面」の下に「（申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第五号及び第七号に掲げる書面を除く。）」を加え、同項第六号中「株主資本等変動計算書」の下に「（これらに類する書面を含む。）」を加え、同条第二項中「書面を」の下に「除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を」を加え、同条第三項中「基準」の下に「（認可の申請が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）」を加える。

第三十四条の二の二第一項第一号イ中「第十六条の二第四項（同条第六項」を「第十六条の二第七項（同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同号ロ中「第十六条の二第五項ただし書」を「第十六条の二第八項ただし書」に改め、同項第二号イ中「第五十二条の二十三第六項（同条第八項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同号ロ中「第五十二条の二十三第四項ただし書」を「第五十二条の二十三第七項ただし書」に改め、同条第二項第五号中「株主資本等変動計算書」の下に「（これらに類する書面を含む。）」を加える。

第三十四条の二の九の二第三号イ、第三十四条の二の十一第一項及び第三十四条の二の十六第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第三十四条の二の十八第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第三十四条の六第一項第二号ニ及び第三項第二号ハ中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同条第五項第八号を削る。

第三十四条の十第一項第二号ニ中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号中ルをヲとし、ホからヌまでをヘからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　会計監査人の履歴書

第三十四条の十第一項第三号ハ中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改め、同条第二項第二号ハ中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　会計監査人の履歴書

第三十四条の十三第一項第二号中「からホまで及びトからル」を「からヘまで及びチからヲ」に改める。

第三十四条の十六第一項中「第六項」を「第九項」に改め、同条第四項中「及び第五十二条の二十四第七項」を削り、「株式会社」を「会社」に改め、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項第四号中「、第十号及び第十一号」を「又は第十号から第十一号の二まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「前二項の」を「第四項から前項まで（第六項を除く。）の」に、「第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という」を「特定子会社（第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社をいう。以下この項及び次項並びに第三十四条の二十三の二第二項において同じ」に、「前二項に」を「第四項若しくは第七項に」に改め、「及び第三十四条の二十第一項第九号」を削り、「「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第十七条の二第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社」を「「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この節及び第三十五条第三項第九号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日を いい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第十七条の二第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）」に、「終了する日）をいう」に、「「処分基準日」という」を「同じ」に、「新規事業分野開拓会社等は」を「新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第三十四条の二十第一項第九号及び第三十四条の二十三の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は」に、「当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十四第七項」を「新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十一号の二」に改め、「定める会社に」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「国内の会社」の下に「及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条の二十第一項第九号、第三十四条の二十三の二第三項及び第三十五条第三項第九号において同じ。）」を加え、「総株主」を「総株主等」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項及び第八項の規定にかかわらず、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から第十七条の二第十二項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

第三十四条の十六第五項中「前項」を「第四項」に、「株式会社」を「会社」に、「を銀行持株会社又は」を「を銀行持株会社若しくは」に、「同じ。）により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号」を「同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号」に、「事由によらず」を「事由によらずに」に、「おいて、第三十四条の十七第一項第一号又は第二号」を「おいては、当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号」に、「又はその子会社により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号」を「若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号」に改め、「及び第五十二条の二十四第七項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十一号の二」と読み替えるものとする。

第三十四条の十六第四項の次に次の二項を加える。

5　法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第七項に規定する会社とする。

6　法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　銀行持株会社又はその子会社が第十七条の二第七項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。

イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。